

伊東市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、令和7年度に実施した第1回定期監査等の結果に関する報告に対する措置状況等の通知を伊東市教育委員会教育長職務代理者から受けたので、別紙のとおり公表する。

令和8年2月3日

伊東市監査委員 鈴木 将敬

伊東市監査委員 宮崎 雅薫

第 17 号様式

教教内第 2 5 5 号

令和 8 年 1 月 7 日

伊東市監査委員 様

伊東市教育長職務代理者

遠 山 泰 範



監査の結果に関する報告に対する措置状況等の通知

監査の結果に関する報告に対する措置状況等について、次のとおり通知します。

令和 7 年度第 1 回定期監査

(令和 7 年 1 2 月 2 3 日公表)

指 摘 ( 指 示 ) 事 項	
公費で購入した郵券は、混同を避けるためにも公費外で購入したものとは分離して管理、保管すべきであるが、10月27日の書類監査において受払簿と現物の確認をしたところ、公費で購入した郵券が公費外の郵券と同一ファイルで管理、保管されている上、公費で購入したものと公費外で購入したものを貸借していた事例が見受けられた。 切手類は換金性が高く、盗難・紛失等の事故に繋がりやすい要素があり、現金と同様に厳重な管理が求められることから、受払簿の確実な整備のためにも保管場所を分けるなど適切な管理に努めるとともに、安易に貸借することのないよう職員の管理意識の向上を図られたい。	
所 管 名	措 置 済 ・ 未 措 置
八幡野小学校	監査結果を受け、学校長・教頭・事務職員で現状を確認し、対策について検討した。公費で購入する郵券と公費外で購入する郵券は完全分離して管理するとともに受払簿のチェックを徹底し、複数人で確認を行うこととする。

※記載事項

・措置済か未措置のどちらかを囲み、措置済の場合は講じた措置の内容や状況を記載し、未措置の場合は現状、方向性、見通し、見解等を具体的に記載すること。